

令和7年9月24日

各市町医療施設等整備担当課長 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

健康危機管理課
医療介護政策課
医療介護基盤課

令和8年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る事業計画について（照会）

本県の保健医療行政の推進については、日ごろから御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の補助事業について、来年度事業実施の参考にしたいので、助成を希望する整備計画がありましたら、各担当者に事業計画書の様式等をお問い合わせの上、次のとおり御提出ください。

また、必要に応じて関係課にも情報提供くださるようお願いします。

なお、計画書を御提出いただいた場合でも、予算上の制約等から、御希望に添えない場合がありますので御承知願います。

1 対象事業

別紙「対象事業一覧」のとおり

2 提出書類

(1) 施設整備（建物等の整備）

- ア 事業計画書、事業費内訳書
- イ 施設の配置図（全体図面）
- ウ 各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象区域を明示）

(2) 設備整備（医療機器等の整備）

- ア 事業計画書（※電子データも各担当者へお送りください）
- イ 事業費の根拠となる資料（見積書等）
- ウ 設備のカatalog

3 提出部数

2部

4 提出期限

令和7年10月24日（金）【必着】

5 注意事項

- (1) この照会は、各医療施設における整備計画を把握し、来年度の補助事業実施等の参考とするものであり、補助金の交付を確約するものではありません。
- (2) 補助金額の算定にあたっては、別紙「施設・設備整備事業の概要」を参照してください。
なお、補助制度見直し等によって、今後、事業内容や補助率・単価等が変更される場合や事業そのものが廃止される可能性もあります。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (4) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (5) 補助事業は単年度会計のため、原則、令和8年度中に事業を完了する必要があります。
ただし、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に担当課に相談してください。
- (6) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。

※ 内示する時期は、例年6～7月頃の見込みですが、事業によって7月を過ぎる場合もありますので、特に留意してください。

6 事業計画書の提出先・問い合わせ先

事業分野		担当課・グループ		担当者	電話（ダイヤルイン）／メール
救急・災害医療		健康危機管理課	救急・災害 医療体制 G	濱本	082-513-3054 fukikikan@pref.hiroshima.lg.jp
小児・周産期医療		医療介護政策課	医療政策 G	佐藤	082-513-3081 fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp
遠隔医療 （オンライン診療）				正木	
遠隔医療（その他） へき地医療		医療介護基盤課	医療施設 G	宮本	082-513-3056 fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
その他全般	施設			山田	
	設備			酒井 宮本	

※ 事業計画書の様式等電子データが必要な場合は、各担当課にメールでお問い合わせください。

別紙 対象事業一覧

※「対象の有無」欄が「対象外」となっている事業は、市町の要請を受けた医療機関が実施する事業を参考に掲載しています。そのような事業計画がある場合は、御相談ください。

①【医療提供体制 施設整備交付金】

対象事業名		対象の有無	担当課
1	休日夜間急患センター施設整備事業	対象外	健康危機管理課
2	病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	対象外 (市町が病院に補助する事業は対象となる)	
3	小児初期救急センター施設整備事業	対象外	医療介護政策課

②【医療施設等 施設整備費補助金】

対象事業名		対象の有無	担当課
1	へき地診療所施設整備事業	対象	医療介護基盤課
2	過疎地域等特定診療所施設整備事業	対象	
3	へき地保健指導所施設整備事業	対象	
4	へき地医療拠点病院施設整備事業	対象	
5	離島等患者宿泊施設施設整備事業	対象	

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

対象事業名		対象の有無	担当課
1	休日夜間急患センター設備整備事業	対象外	健康危機管理課
2	小児初期救急センター設備整備事業	対象外	医療介護政策課
3	病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	対象外 (市町が病院に補助する事業は対象となる)	健康危機管理課
4	小児集中治療室設備整備事業	対象	医療介護政策課
5	小児救急遠隔医療設備整備事業	対象	
6	共同利用施設設備整備事業	対象 (地域医療支援病院の共同利用部門に限る)	医療介護基盤課
7	NBC 災害・テロ対策設備整備事業	対象	健康危機管理課
8	環境調整室設備整備事業	対象 (指定都市のみ)	医療介護基盤課
9	医療機関アクセス支援車整備事業	対象	

④【医療施設等 設備整備費補助金】

対象事業名		対象の有無	担当課
1	へき地診療所設備整備事業	対象	医療介護基盤課
2	へき地患者輸送車（艇）整備事業	対象	
3	へき地巡回診療車（船）整備事業	対象	
4	過疎地域等特定診療所設備整備事業	対象	
5	へき地保健指導所設備整備事業	対象	
6	へき地医療拠点病院設備整備事業	対象	
7	遠隔医療設備整備事業	対象	医療介護政策課 (オンライン診療) 医療介護政策課 (その他)
8	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	対象	医療介護基盤課
9	離島等患者宿泊施設設備整備事業	対象	